

(15) 防犯灯については、防犯にとどまらず、交通の安全や害獣被害防止にも寄与することから設備更新の際には機能強化が図れるよう検討されたい。

(16) ふるさと納税については、委託先を変えるなど様々な努力をされているが、今後も返礼品に工夫を凝らすなど、寄附額の増加に向けて取り組まれない。

(17) 企業振興助成金に加え、勝山市の産業を長く支え、一定規模の地元雇用に貢献されている企業に向けた支援策も研究されたい。

(18) 移住定住促進事業については、空き家の活用による住居確保を軸に検討されていることから、市内の関連事業者とも連携を図り、移住推進に努められたい。

(19) 市営住宅については、低層階への入居を希望する高齢者の要望を考慮されたい。

(20) 鳥獣害対策については様々な検討によ

り侵入防止柵の有効性が顕在化したことから、さらなる設置に向けた取り組みの促進を図られたい。

(21) 消防庁舎については建設以来年数が経過しており、災害時にも安全確保が求められることも勘案し、必要な改修を実施されたい。

(22) 小中学生のストレスを抱える児童・生徒が、学校医を含めた外部のカウンセラー等に気兼ねなく相談できる体制の確立を図られたい。

◎水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について

上下水道料金については、料金制度審議会の審議内容を適時議会に報告するとともに、妥当性、納得性が高い結論を導き出されたい。

辞職勧告決議

令和7年5月に李江嵐議員が男性を突き飛ばす暴行を加えたとされる事件について、略式起訴され罰金刑が確定したことを受け、12月18日開催の本会議において議員3名の発議により、李江嵐議員に対する辞職勧告決議案が提出されました。

これに対し李江嵐議員からは、「私の不適切な行動により、市民の皆様や議会に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことについて深く反省している」とお詫びがあり、続いて「事案発生後、当事者に対し直接または代理人を通じて謝罪の意思を伝え、公的な場においても謝罪と反省の意を述べ、必要に応じて説明責任も果たしてきた」「被害者の対応については一貫して代理人弁護士を通じて行っている。当事者間での感情的な行き違いや新たな混乱を避け、適切かつ誠実な対応を行うための判断である」「略式命令を受け罰金10万円の処分を受諾しており、自らの行動に対する責任を認めている」「行動を通じて信頼を取り戻す努力を重ねていく所存である」との弁明がありました。採決の結果、賛成多数で可決されました。

李江嵐議員に対する辞職勧告決議（全文）

李江嵐議員が令和7年5月11日に勝山市内の店舗敷地内で男性の首付近を右手で2回突き飛ばす暴行を加えたとされる事件について、大野区検察庁が暴行の罪で大野簡易裁判所に略式起訴し、大野簡易裁判所が11月18日付で罰金10万円の略式命令を出したことが、11月20日の報道等を通じて明らかになった。

11月20日に開かれた全員協議会では、李江嵐議員から、自身の言葉による説明が行われた。この中で、11月19日に正式に裁判所から文書が届き、11月18日付けで暴行に対する略式命令を出され、その内容が罰金10万円ということであった。

その後、12月6日の報道等で、12月5日までに罰金刑が確定したことが報じられている。

在職中に市民に対し暴行を加え刑事処分を受けたことは、市民の信頼を大きく損ねることとなり、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

このことは勝山市議会基本条例に規定する「市民全体の代表者として常に高い倫理性を求められていることを自覚するとともに、良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努める」姿勢とは程遠く、本市議会の名誉を著しく汚すとともに、議員に求められる品位を大きく逸脱している。

また、本件においては、被害者へ社会通念上の謝罪が行われていないと思われ、誠意ある対応がなされたとは言い難い状況にある。これは、自己の行為に対する真摯な反省及び責任ある行動が示されていないことを意味し、議員としての資質を根本から欠くものと言わざるを得ない。

市議会議員には、単に法的責任を果たすだけでなく、市民からの信頼と負託に応えるための説明責任、高い倫理性に基づく行動が求められる。しかしながら、李江嵐議員の一連の対応は、これらの要請に十分応えるものではない。

よって李江嵐議員に対し、市民の厳粛な信託に応えるため、政治不信を招く行為を厳に戒めるとともに、議員の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年12月18日 福井県勝山市議会